

令和 8 年度浦添職業能力開発校警備業務委託契約書（案）

沖縄県立浦添職業能力開発校校長 島尻 和美（以下「甲」という。）と〇〇会社 〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、沖縄県立浦添職業能力開発校の警備業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（警備対象）

第 1 条 警備対象は、沖縄県立浦添職業能力開発校の財産（施設・設備及び敷地）とする。

（委託期間）

第 2 条 委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、本契約締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約を変更または解除できるものとする。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責めを負わない。

（委託の内容）

第 3 条 乙は、別紙仕様書に基づき警備業務を行わなければならない。

（委託料）

第 4 条 本契約に基づく委託料は、年額金〇〇〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇〇〇円）とする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額総額〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円）とする。）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2 前項の委託料は毎月払いとし、乙は毎月末日において甲の確認をうけて当該委託料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項による適正な請求書を受理した日から 30 日以内に当該委託料を支払うものとする。

4 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続期間は、約定期間に参入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないも

のとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条の規定による

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲り渡し、又は、承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。

(緊急時の措置)

第8条 乙は、業務実施上緊急の措置を要すると認められるときは、臨機応変の措置をとらなければならない。この場合においては、乙は、あらかじめ、甲の指示を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置について、速やかに甲に報告しなければならない。

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(施設等の使用)

第10条 甲は、契約期間中、乙が業務実施上必要な警備員詰所等を無償で乙に貸与するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託料の支払いを停止し、支払った委託料の金額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

- (1)乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2)この契約の履行について、乙又はその従事者に不正又は不当な行為があったとき。
- (3)乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4)契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。
- (5)法人等(個人、法人又は団体をいう)の役員等の代表者が暴力団又は暴力団員であるとき。

(6)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団員を利用するなどしているとき。

(7)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(8)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(9)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は警備業務が次の契約者に適正に引き継がれるまで、甲乙間の協議に基づき責任を持って対応するものとする。

3 甲は、第1項第4号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を2ヶ月前に通知しなければならない。

4 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより、当該契約を解除する場合は、違約金として第4条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を乙から徴収する。ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第12条 乙は、本契約に関して自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(善管注意義務と損害賠償義務)

第13条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、当該業務を履行しなければならない。

2 乙又は乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負わなければならない。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときもまた同様とする。

(機密保持)

第14条 乙は、この契約の履行に関し知り得た業務上の秘密を第三者に漏らし、又はこの契約に基づく債務の履行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が解除又は終了した後も、なお効力を有する。

(個人情報の取扱い)

第15条 乙は、個人情報の取扱いに関して別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(法令の遵守及び報告等)

第16条 乙は労働基準法や最低賃金法等労働関係法令を遵守すること。

- 2 委託契約の履行について甲が認めるときは、甲は乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は、報告を求めることができる。
- 3 乙は、委託事業に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない

(協議事項)

第 17 条 人件費等が当初の想定を上回った場合は、双方協議のうえ見直しを行うものとする。

- 2 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の成立の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、乙は上記 11 条について別紙誓約書を提出するものとする。

令和 8 年 3 月 日

甲 沖縄県浦添市字大平 531 番地
沖縄県立浦添職業能力開発校
校長 島尻 和美

乙 沖縄県〇〇市〇〇〇〇番地
〇〇会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇